

みせ税理士 の

相続相談手帖 第50話

Q 私（仮名：小西小太郎）は、相続税の納税について、現金での納付でなく**物納**したいと考えています。次のC土地の物納は可能でしょうか？

【前提条件】

- 1.被相続人：父 2.相続人：私と母（無職）
- 3.相続財産：A土地（自宅）30,000万円、B土地（事業用）30,000万円、C土地（遊休地）20,000万円、現預金20,000万円
- 4.配偶者の税額軽減後の税額：19,750万円

A 相続財産に多額の預金がある場合であっても、遺産分割の方法により C土地（遊休地）の物納は可能です。

【解説】

物納の要件

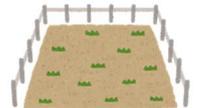
延納によっても**金銭で納付することが困難**な金銭の範囲内であること
物納申請財産が**定められた種類の財産順位**であること
物納申請書及び物納手続関係書類を期限までに提出すること

物納申請財産順位

- 第1順位 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
- 第2順位 非上場株式等
- 第3順位 動産



物納



物納が可能な分割案

（単位：万円）

相続人	私（小西小太郎）	母
A土地（自宅）		30,000
B土地（事業用）	30,000	
C土地（遊休地）	20,000	
現預金		20,000
課税価格	50,000	50,000
相続税額	19,750	0

上記の分割案であれば物納申請財産の順位の要件も満たし、遊休土地Cは物納財産として合法的に納税できます。また、現預金も母の手元に残すことができ、老後の資金としても一安心です。さらに納付税額を超える部分の金額（250万円）は超過物納として金銭で還付される可能性もあります。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！



あおば[®]
オンラインセミナー